

平成 24 年 4 月 24 日

各 位

三井住友建設株式会社

建設業法に基づく営業停止処分について

財団法人東京都新都市建設公社発注にかかる工事に関する独占禁止法違反審判事件について、当社は、公正取引委員会より受けた課徴金納付命令に対し審決取消訴訟を提起しておりましたが、平成 24 年 2 月 20 日付にて最高裁判所より上告棄却並びに上告審不受理の決定を受け課徴金納付命令が確定したことに伴い、このたび国土交通省より建設業法の規定に基づく営業停止処分を受けました。

本件に関しましては、株主の皆様、お客様をはじめ、皆様に大変なご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げる次第でございます。

当社といたしましては、本件営業停止処分を厳粛に受け止め、役職員一同、コンプライアンスの徹底を図り、信頼回復に努めてまいり所存でありますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<営業停止命令の概要>

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期 間

平成 24 年 5 月 8 日から平成 24 年 5 月 22 日までの 15 日間

以 上